

項目	法令改正点と説明	改正の区分	関係法令		適用される施設	施行期日		備考		
			名称	条項号		新設	既設			
緊急時の措置関係	<p>緊急時、危険物施設の使用の一時停止を命じ又は制限することができることとなった。</p> <p>市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生を防止のため緊急の必要があると認めるときは製造所等の所有者等に対し、使用の一時停止、制限を命じられることとなった。</p> <p>製造所等の所有者等は事故発生に際し、応急措置を講じ、消防署等へ通報する義務が付された。</p> <p>1 項 応急措置 → 製造所等の所有者等 2 項 通報 → 事態を発見した者</p>	新規定	法	第12条の3	全施設	49.6.1	49.6.1	<p>1. 法12条の2による使用停止命令が専ら維持管理義務違反に対するものであるのに対し、本条は適法な施設であっても、施設周辺の緊急の事態によって命令、処分が及び得る点が異なる。</p> <p>2. 本条命令、処分の違反者には罰則（法42条1項3号の2）の適用がある。</p>		
			法	第16条の3 第1項 ※第2項	全施設	49.6.1	49.6.1	※本項、故なく虚偽の通報をした者には罰則（法44条7号の2）の適用がある。		
予防規程関係	<p>予防規程に定めるべき事項を自治省令で明示された。</p> <p>従来、消防庁通達により指示されていた「予防規程に定めるべき事項」が省令で明確化された。</p> <p>予防規程を定めなければならない製造所等の指定の一部が改められた。</p>	一部改正 新規定	法	第14条の2 ※附則第3項 60条の2	政令第7条の3で指定する施設ただし、省令第61条で除かれているものは含まない。	49.6.1	49.6.1	<p>(注1) 政令は、5月、6月の2度に亘って改正されている。</p> <p>(注2) 予防規程の変更命令（法14条の2第3項）の違反については、新たに罰則（法42条第1項6号）が設けられている。</p>		
			政令(A)(B) 〃 省令(B)	第37条 第7条の3 第61条		49.6.1	49.6.1	<p>※改正前に認可を受けた予防規程は、改正後の本項の規定により認可を受けたものとみなす。</p>		
申請書類の様式関係	<p>申請書様式等の一部がそれぞれ次のように改められた。</p> <p>(1) 危険物製造所等の設置許可申請書—備考欄の改正</p> <p>(2) 〃 〃 変更—</p> <p>(3) 〃 〃 完成—表内備考欄の改正</p> <p>(4) タンク検査申請書—添付の旨備考改正</p> <p>(5) 予防規程変更—副各1部を必要とする旨の規定改正</p> <p>制定認可申請書—様式正、副の改正</p>	一部改正	省令(A)	第4条別記様式第1	全施設（ただし移送取扱所を除く）	49.5.1	—	<p>(変更の場合について左に同じ)</p>		
			省令(A)	第4条別記様式第3	〃	〃	〃		〃	
			省令(A)	第6条別記様式第4	〃	〃	〃		〃	〃
			省令(A)	第6条別記様式第5	〃	〃	〃		〃	〃
			省令(B)	第62条第2項別記様式第17	〃	〃	〃		49.6.1	〃

<p>罰則</p>	<p>罰則の一部が次のように改められた。 1. 新たに加えられた条項 (1) 法第12条の3 (緊急時の使用停止、制限)の規定による命令又は処分に違反した者※1 (2) 法第14条の2第3項 (予防規程の変更命令)の規定による命令に違反した者※2 (3) 法第16条の3第2項 (災害発生時の通報)の規定による通報に際し、故なく虚偽の通報をした者※3 2. 罰金額の改正 (改正前の罰金額) (改正後の罰金額) 20万円 30万円 10〃 20〃 5〃 10〃 3〃 5〃 2〃 5〃 1〃 3〃</p>	<p>新規定</p>	<p>法</p>	<p>第42条 3号の2 第42条 第1項第6号 第44条 7号の2 第9条 全般 ※4 附則 第7項</p>	<p>49.6.1 49.6.1 49.6.1</p>	<p>※4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。</p>	<p>※1 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ※2 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ※3 3万円以下の罰金又は拘留</p>
<p>保安距離関係</p>	<p>高圧ガス施設との保安距離に次のものが加えられた。 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定により知り事等の許可を受けなければならない販売所で300キログラム以上の貯蔵施設を有するもの 20メートル以上</p>	<p>新規定</p>	<p>省令(A)</p>	<p>第12条 4号</p>	<p>49.11.1</p>	<p>不測及</p>	<p>※政令9条1号=(令10条1項1号、11条1号、16条1号でその例による場合及び)19条で準用する場合を含む)</p>
<p>避雷設備関係</p>	<p>避雷設備の基準の明確化が図られた。 従来「有効な避雷設備を設けること」とされていたのを、「自治省令で定める避雷設備を設けること」に改め、JIS規格に適合するものと定められた。</p>	<p>一部改正</p>	<p>政令(A) 省令(A)</p>	<p>第9条 19号 ほか 第13条の2</p>	<p>49.8.1 49.8.1</p>	<p>※政令9条19号 〃 10条14号 〃 11条14号 〃 19条 (9条準用) (注1) 政令は、49.5.1施行とはなっている。 (注2) JIS (日本工業規格) A4201 (1972) 「避雷針」</p>	<p>製造所 ※ 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 屋外貯蔵所 一般取扱所</p> <p>指定数量の10倍以上の危険物を貯蔵、取扱う製造所 ※ 屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 一般取扱所</p>

<p>危険物施設の配管に関する基準が次のように改められた。</p> <p>1.材質 従来「金属管、陶管等耐熱性を有するもの」とされていたのが「鋼製その他の金属製」に改められた。</p> <p>2.水圧試験 当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないこと。と規定された。</p>	<p>新</p>	<p>政令(A) #</p>	<p>第9条 21号イ #</p>	<p>製造所 (準用又はその例による) 屋外タンク貯蔵所 政令11条12号 屋内タンク貯蔵所 政令12条11号 地下タンク貯蔵所 政令13条10号 給油取扱所 政令17条の6 (13条準用) 一般取扱所 政令19条 (9条準用) # # # #</p>	<p>49.5.1 # # # # # # # #</p>	<p>不週及 # # # # # # # #</p>	<p>※1 。塗装材 (J I S) アスファルトエナメル、ブローアスファルト、コーラルエナメル及びこれと同等以上の防食効果を有するもの 。覆装材 (J I S) ヘンシヤンクロス、ビニロシクロス、ガラスマツト、ガラスクロス及びこれと同等以上の防食効果を有するもの 。塗覆の方法 (J I S) 水道用鋼管アスファルト塗覆装方法、水道用鋼管コーラルエナメル塗覆装方法又はこれと同等以上の防食効果を有する被覆を作るもの 。電気防食 (告示第4条1~3号)</p>	<p>※2 現時点においては、自治省令の定めなし</p>	<p>政令第11条第5号による</p>
<p>管</p> <p>3.地上配管 (1)地盤面に接しないようにすること (2)外面防食のための塗装をすることが定められた。</p> <p>4.地下配管 (1)外面防食措置を講ずること ア、電気的腐食のおそれのある場所に設置するものには、塗覆装及び電気防食を、 イ、その他の配管は、塗覆装を行う、ことと規定され、告示により具体的基準が示された。</p>	<p>規</p>	<p>省令(A) #</p>	<p>第9条 21号ハ 第13条の3 # #</p>	<p>給油取扱所 政令17条の6 (13条準用) 一般取扱所 政令19条 (9条準用) # #</p>	<p>49.8.1 # # # #</p>	<p>不週及 # # # #</p>	<p>政令第11条第5号による</p>		
<p>関</p> <p>5.加熱又は保温のための設備 配管に加熱又は保温のための設備を設ける場合には火災予防安全な構造とすること。と定められた。</p> <p>6.その他 前記以外、自治省令で定める基準に適合するものとすること。と定められた。</p>	<p>定</p>	<p>告示 #</p>	<p>第3条 第4条 # #</p>	<p>給油取扱所 政令17条の6 (13条準用) 一般取扱所 政令19条 (9条準用) # #</p>	<p>49.8.1 # # # #</p>	<p>不週及 # # # #</p>	<p>政令第11条第5号による</p>		
<p>係</p> <p>屋外タンクの耐震又は耐風圧構造計算の一部が改められた。 従来「地震力又は風圧力」による応力とされていたのが「地震動による慣性力又は風荷重」に改められ、計算方法の一部が改められた。</p>	<p>一部改正</p>	<p>省令(A) #</p>	<p>第9条 21号ホ #</p>	<p>屋外貯蔵タンク</p>	<p>49.8.1 #</p>	<p>不週及</p>	<p>政令第11条第5号による</p>		

<p>屋外タンク 防食措置</p>	<p>屋外タンクの底板に外面防食をすることが定められた。 屋外タンクのうち、底板を地盤面に接して設けるものにおいては、底板の外面の防食措置を講ずべき旨の規定が加えられ、アスファルトサンド等の防食材料の敷設、電気防食措置の施行等基準を自治省令で定めた。</p>	<p>新 規 定</p>	<p>政 令 (A) 省 令 (A)</p>	<p>第11条 7号の2 第21条の2 1～3号</p>	<p>屋外貯蔵タンク</p>	<p>49.5.1</p>	<p>不 週 及</p>	<p>※準用又はその例による 製造所の屋外にある付属タンク 政令9条20号イ 屋内タンク貯蔵所 政令12条9号 地下タンク貯蔵所 政令13条9号 給油取扱所の地下タンク 政令17条6号</p>
<p>注入口の弁又はふた</p>	<p>注入口に、弁又はふたを設けることを定められた。 液体の危険物のタンクの注入口の基準に弁又はふたを設けるべき旨の規定が加えられた。</p>	<p>新 規 定</p>	<p>政 令 (A)</p>	<p>第11条 10号ハ</p>	<p>屋外貯蔵タンク ※ (屋内貯蔵タンク) (地下貯蔵タンク)</p>	<p>49.5.1</p>	<p>49.11.1</p>	
<p>ポンプ設備(屋外タンク)関係</p>	<p>屋外タンクのポンプ設備の基準が次のとおり改められた。 1. ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定すること 2. ポンプ設備をポンプ室に設ける場合、ポンプ室は (1)窓、出入口のガラスは網入りガラスとすること (2)床には、0.2メートル以上の囲いを設け、不透透の構造とし、かつ、適当な傾斜及びためますを設けること (3)採光、照明、換気の設備を設けること (4)可燃性蒸気の屋外高所への排出設備を設けること 3. ポンプ設備をポンプ室以外の場所に設ける場合は (1)周囲に0.15メートル以上の囲いを設け、 (2)当該地盤面は、不透透な材料でおおひ、ためます、傾斜及び油分離装置を設けること などの基準が新たに加えられた。</p>	<p>新 規 定</p>	<p>政 令 (A)</p>	<p>第11条 10の2号 ハ及び ト～ル</p>	<p>屋外タンク貯蔵所</p>	<p>49.5.1</p>	<p>50.5.1</p>	

地下タンクの外面保護方法	<p>地下タンクの外面保護方法の一部が改められた。</p> <p>1. 従来のJIS規格が更に明確化(法令条文の整備)された。</p> <p>2. 従来の保護方法(24条2号)では「アスファルトプライマー塗装及びアスファルト樹脂に1センチメートル厚さまでとされたの」が「アスファルトとアスファルト樹脂の交互被覆1センチメートル厚さまでとすこと」に改められた。</p>	一部改正	省令(A)	第24条 1号 2号	地下貯蔵タンク	49.8.1 49.5.1	不週及 不週及	政令13条1号口による
貯蔵又は取扱いの基準関係	<p>貯蔵取扱いの基準の一部が次のとおり改められた。</p> <p>1. 貯蔵又は取扱いの共通的基本準 製造所等においては、みだりに不必要な「可燃物を放置しないこと」とされていた従前の規定が「物件を置かないこと」に改められた。</p> <p>2. 貯蔵の基準(タンク関係) 従来「タンク元弁は、危険物を移送するとき以外」は閉鎖しておくこととされていたのを「タンク元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外」は閉鎖しておくことに改められた。</p> <p>3. 取扱いの基準(移動タンク貯蔵所関係) 従来「移動貯蔵タンクからタンクに、液体の危険物を注入するときは、当該タンク注入口に移動貯蔵タンクの給油ホースを緊結すること」と定められていたが新たに「ただし書きが設けられ、「自治省令で定めるところにより、自治省令で定めるタンクに、引火点摂氏40度以上の液体の危険物を注入するときはこの限りでない」と改められた。</p>	一部改正	政令(B)	第24条 4号	全施設	49.6.1	49.6.1	
運搬容器関係	<p>乗用の用に供する車両による運搬容器の基準 専ら乗用の用に供する車両により、引火点が摂氏40度未満の危険物の運搬をする場合、運搬容器の構造、最大容積、取納の基準について、従来の運搬容器の基準とは別に新たに告示をもって定めることが規定された。</p>	ただし書き追加	政令(B)	第27条 6項4号イ	屋外貯蔵タンク 屋内貯蔵タンク 地下貯蔵タンク 移動タンク貯蔵所	49.6.1	49.6.1	<p>※1 給油は、給油ホースの先端部に手動閉閉装置を備えた給油ノズル(手動閉閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。)により行なうこと</p> <p>※2 指定数量未満の量の危険物を貯蔵し又は取扱うタンク</p>
		新規規定	省令(B)	第40条の5	乗用の用に供する車両	49.9.1	49.9.1	告示については、現時点において未だ示されていない。

高槻市協会創立25周年

高槻市火災予防協会では創立25周年を記念し、8月20日午後2時より、高槻市々民会館で記念式典を開催した。

式典は会員、来賓あわせて250名出席のもと、消防、産業界物故者に黙禱にはじまり、会長挨拶、協会功労者に対する感謝状贈呈、協会永年功労者への表彰状贈呈、高槻市長等来賓挨拶があり閉会した。

大阪市消防局人事異動

司令長の部

▷総務部主幹 座波清秀(警防部主幹)▷警防部主幹 國本篤弘(西淀川署長)▷西淀川署長 谷口幸雄(企画係長)▷東淀川副署長 林田肇(消防学校校務係長)

司令の部

総務課企画係長 小川徳一(教養係長)▷人事教養課教養係長 西尾昌彦(生野署司令)▷消防学校校務係長 上田桂一(消防学校教務係長)▷消防学校教務係長 山口国吉(東署司令)▷総務課主査 岩崎康定(福島署)▷東署司令 柏原衛(防災設備課)▷生野署司令 山岸央(西成署)

訂正おわび 本紙247号8頁記事、誤りがありましたのでおわびするとともに次のとおり訂正します。

消防正監 渡辺一

中塚信昭、奥田稔の前職はいずれも警備課長補佐



改正危険物法令集、

配管関係告示、が

できました

- 危険物関係法令集 ￥450
- 危険物製造所取扱所の技術基準の細目(告示) ￥100
- 危険物取扱者試験受験用各種図書
- 危険物製造所等標識
- 危険物運搬用標識
- 消防設備関係標識各種
- 危険物関係、消防設備関係申請届様式各種

大阪府危険物品協会連合会
大阪市危険物品協会

女子職員募集

当協会事務局の女子職員1名を募集しております。ご希望の向はご連絡下さい。

大阪市危険物品協会



ジョンソンボイラ

は安心して
ご使用載けます
〈製造認可工場〉

SF型蒸発量 100K/H~1500K/H
SFT型蒸発量 2000K/H~3000K/H

製造元 ジョンソンボイラ株式会社

本社 〒556-91 大阪市浪速区敷津町1丁目25(大高ビル2階)
営業部 TEL.06(633)8851~3・7865~8
営業所 東京・名古屋・仙台・広島・四国・九州

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)
支店 東京・神戸



防災のことなら…
パフに
おまかせください

日米特許



パフ消火器・消火装置
株式会社 初田製作所

本社工場 0720-56-1281 代表
大阪営業所 06-473-4871~4
堺出張所 0722-21-3444

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付
家庭用万能消火器 ビーナズ

信頼のマーク



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

情熱の新発売!

ヤマト消火器

ヤマト
エクセル
EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

